

(旧) おまとめローン規定 新旧対照表

| 旧 | 新 |
|---|--|
| <p>第2条（取引方法）</p> <p>1.～2.（略）</p> <p>3. お客さまは、第3条に規定する<u>貸越極度額</u>の範囲内で、繰り返し本取引による借入れができます。ただし、お客さまが当社所定の年齢に達した後は、新規の借入れはできません。</p> <p>4.～8.（略）</p> <p>第3条（貸越極度額）</p> <p>1. 契約時の貸越極度額は、当社とお客さまの間で合意した金額とします。</p> <p>2. 当社は、前項にかかわらず、当社の任意の判断により、貸越極度額をいつでも増額または減額（<u>貸越極度額</u>を0とすることを含みます）できるものとします。なお、<u>貸越極度額</u>の減額については、第15条第1項の規定が適用されるものとします。<u>貸越極度額</u>を減額したことにより、貸越残高が<u>貸越極度額</u>を超えた場合も、本規定の各条項が適用されます。お客さまが<u>貸越極度額</u>の増額を希望されない場合、お客さまは、当社所定の日までにその旨の連絡を当社にいただくものとします。その場合、当社は<u>貸越極度額</u>の増額を行いません。</p> <p>3. 前項にしたがい、当社が<u>貸越極度額</u>を増額または減額した場合は、当社は、お客さまに対して遅滞なく変更後の<u>貸越極度額</u>および変更日を当社所定の方法により通知します。</p> <p>第7条（自動融資）</p> <p>1. お客さまは、当社所定の方法により利用の申し込みをし、当社が認めた場合には、本取引において、返済用普通預金口座（以下「返済用口座」といいます）が当社所定の以下取引（以下「自動融資対象取引」といいます）により資金不足となった場合、当社から<u>貸越極度額</u>の範囲内でその不足相当額を自動的に借入れるサービス（以下「自動融資」といいます）を利用することができます。</p> <p>a. 口座振替契約による出金（別途、当社が指定した取引を除く）</p> <p>b. Visa デビットカードによる支払い（海外での ATM 利用による預金引き出しを除く）</p> <p>c. 国内での提携 ATM 利用による預金引き出し</p> | <p>第2条（取引方法）</p> <p>1.～2.（略）</p> <p>3. お客さまは、第3条に規定する<u>ご利用限度額</u>の範囲内で、繰り返し本取引による借入れができます。ただし、お客さまが当社所定の年齢に達した後は、新規の借入れはできません。</p> <p>4.～8.（略）</p> <p>第3条（貸越極度額）</p> <p>1. 契約時の貸越極度額は、当社とお客さまの間で合意した金額とします。<u>当社は、お客さまと合意のうえで、契約後に貸越極度額を引き上げることができるものとします。</u></p> <p>2. 当社は、前項にかかわらず、当社の任意の判断により、<u>貸越極度額の範囲内で借入れできる金額</u>（以下「<u>ご利用限度額</u>」といいます。）をいつでも増額または減額（<u>ご利用限度額</u>を0とすることを含みます）できるものとします。なお、<u>ご利用限度額</u>の減額については、第15条第1項の規定が適用されるものとします。<u>ご利用限度額</u>を減額したことにより、貸越残高が<u>ご利用限度額</u>を超えた場合も、本規定の各条項が適用されます。</p> <p>3. 前項にしたがい、当社が<u>ご利用限度額</u>を増額または減額した場合は、当社は、お客さまに対して遅滞なく変更後の<u>ご利用限度額</u>および変更日を当社所定の方法により通知します。</p> <p>第7条（自動融資）</p> <p>1. お客さまは、当社所定の方法により利用の申し込みをし、当社が認めた場合には、本取引において、返済用普通預金口座（以下「返済用口座」といいます）が当社所定の以下取引（以下「自動融資対象取引」といいます）により資金不足となった場合、当社から<u>ご利用限度額</u>の範囲内でその不足相当額を自動的に借入れるサービス（以下「自動融資」といいます）を利用することができます。</p> <p>a. 口座振替契約による出金（別途、当社が指定した取引を除く）</p> <p>b. Visa デビットカードによる支払い（海外での ATM 利用による預金引き出しを除く）</p> |

2. (略)

3. 自動融資が利用された場合、当社は、貸越極度額の範囲内でその不足相当額をローン口座から自動的に出金し、返済用口座に入金することにより、貸し付けを行います。本条に基づく融資も、本取引として本契約に基づき取り扱われるものとします。また、実際に当社がお客さまに金銭を交付するまでは、本契約に基づく金銭消費貸借契約は成立しないこととします。

4.～5. (略)

第8条 (振込時自動借入)

1. お客さまは、本取引において、返済用口座がお客さまの指示に基づく振り込みによる出金のため資金不足となった場合、当社から貸越極度額の範囲内でその不足相当額を自動的に借り入れるサービス（以下「振込時自動借入」といいます）を利用することができます。振り込み、振込予約、自動振込サービスにご利用いただけます。

2.～3. (略)

第15条 (本取引の制限、本契約の解約)

1. 第13条第1項および第2項各号のいずれかの事由があるとき、または次に定める事由が発生する等当社が特に必要と認めるときは、当社は、お客さまへの通知・催告等なしに、貸越極度額を減額し（貸越極度額を0とすることを含みます）、本取引の一部または全部を制限し、または本契約を解約できるものとします。この場合、当社は、その旨を当社所定の方法によりお客さまに通知するものとします。

- a. お客さまが本取引に基づく債務を完済した日より1年以上新たな借入れをしなかったとき。
- b. お客さまが本規定および当社所定の書類等を当社に提出しないとき。
- c. お客さまが本規定の条項のいずれかに違反したとき。
- d. お客さまが、前条第1項各号のいずれかに該当し、もしくは前条第2項各号のいずれかに該当する行為をし、または前条第1項の規定に基づく表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明したとき。
- e. 前各号のほか、お客さまの取引内容、外部信用情報の悪化その他の事由等により、当社が取引を継続することが不適切であると合理的に判断したとき。

2.～3. (略)

c. 国内での提携 ATM 利用による預金引き出し

2. (略)

3. 自動融資が利用された場合、当社は、ご利用限度額の範囲内でその不足相当額をローン口座から自動的に出金し、返済用口座に入金することにより、貸し付けを行います。本条に基づく融資も、本取引として本契約に基づき取り扱われるものとします。また、実際に当社がお客さまに金銭を交付するまでは、本契約に基づく金銭消費貸借契約は成立しないこととします。

4.～5. (略)

第8条 (振込時自動借入)

1. お客さまは、本取引において、返済用口座がお客さまの指示に基づく振り込みによる出金のため資金不足となった場合、当社からご利用限度額の範囲内でその不足相当額を自動的に借り入れるサービス（以下「振込時自動借入」といいます）を利用することができます。振り込み、振込予約、自動振込サービスにご利用いただけます。

2.～3. (略)

第15条 (本取引の制限、本契約の解約)

1. 第13条第1項および第2項各号のいずれかの事由があるとき、または次に定める事由が発生する等当社が特に必要と認めるときは、当社は、お客さまへの通知・催告等なしに、ご利用限度額を減額し（ご利用限度額を0とすることを含みます）、本取引の一部または全部を制限し、または本契約を解約できるものとします。この場合、当社は、その旨を当社所定の方法によりお客さまに通知するものとします。

- a. お客さまが本取引に基づく債務を完済した日より1年以上新たな借入れをしなかったとき。
- b. お客さまが本規定および当社所定の書類等を当社に提出しないとき。
- c. お客さまが本規定の条項のいずれかに違反したとき。
- d. お客さまが、前条第1項各号のいずれかに該当し、もしくは前条第2項各号のいずれかに該当する行為をし、または前条第1項の規定に基づく表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明したとき。
- e. 前各号のほか、お客さまの取引内容、外部信用情報の悪化その他の事由等により、当社が取引を継続することが不適切であると合理的に判断したとき。

2.～3. (略)